

＜肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備又は制定案についての御意見と御意見に対する考え方＞

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>「改正・制定案の概要」2 頁下部に「また、有害成分の最大量について公定規格が定められている肥料の登録申請に当たって、公定規格への適合性を確認するため、肥料の見本に付さなければならない肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要について票紙に記載する事項として、有害成分の含有量を追加する。」とあります。</p> <p>肥料の登録申請時に、申請しようとする公定規格に定められた有害成分については全て分析値の提示が必要となるという認識で正しいのでしょうか。</p> <p>その場合、公定法である肥料等試験法に記載された手法による分析が前提となると思われますが、有害成分の分析法については肥料業界では恐らくまだそれほど普及していない高額な機器を必要とする分析法のみに限定されている場合が見られます</p> <p>一方で 1992 年の肥料分析法に記載されており、高額な機器を必要としないものの最新の肥料等試験法では除外されている方法が存在します。</p> <p>精度等の観点から最新の公定法では除外されたものと思われますが、各種有害成分において害を及ぼし得る程度の含有量がないことを確認する目的においては、検出下限に劣るとしても肥料分析法による分析値を用いた登録申請を認めて頂けませんでしょうか。</p> <p>若しくは選択し得る一分析法として改めて肥料等試験法に記載いただけませんか。</p>	<p>肥料法第 6 条の規定に基づき、肥料の登録（仮登録）申請に当たっては、申請者は、登録する肥料の見本を添えて申請書を提出することとしております。今回の省令改正により、見本提出に際し、公定規格で定める有害成分について、その含有量を併せて提出していただくこととなります。肥料の登録（仮登録）申請に当たっては、公定規格に定める「含有を許される植物にとっての有害成分の最大量」を超えていない旨を申請書に記載して提出していただく必要がありますが、今回の改正は、当該記載の根拠となる書類を提出していただくものです。</p> <p>なお、公定規格において、有害成分の含有量の分析は、分析技術の向上や分析精度を確保する観点から、令和 2 年度に独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）が定める肥料等試験法によるものと告示を改正したところですので、そのため、有害成分の分析値は、本試験法に従って分析をお願いいたします。ただし、本試験法に代わる試験方法であって、その精度等が FAMIC が肥料等試験法において定める基準に適合する場合には、その試験法による分析結果を提出することも可能といたします。</p> <p>また、肥料の生産工程から、分析を行わずとも、公定規格に定める「含有を許される有害成分」が混入するおそれがないことが明らかな場合には、そのように判断する根拠を示していただくことにより、必ずしも分析結果を提出していただく必要はないことといたします。</p>
2	<p>肥料登録時の見本に付す標紙に有害成分の含有量を追加との記述があり、登録申請時に有害成分の分析値が求められるものと思われます。</p> <p>一方で、複数の肥料を原料として製造し得る肥料規格の有害成分は、今回改正案で別表となっておりますが、別表第一、第二を参照する肥料では有害成分 11 項目が一律に規定されています。</p> <p>登録肥料を組み合わせる二次肥料を製造する申請の場合、原料とする一次肥料いずれの規格にも定められていない有害成分も対象となり得、これらの分析実施は必然性が低いと思われます。</p>	

	登録申請に際しては製造工程を提示していますが、それにより含有する恐れがないと判断できる場合は分析不要ではないでしょうか。	
3	<p>1 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要について→2改正の概要→(3)登録申請に係る記載事項等の改正について、</p> <p>1. 原料規格への適合性が確認できる事項とは、具体的に何を提出することになるのか？</p> <p>2. 当社は化成肥料を製造しており、成分を分析する部門も存在する。しかしながら、すべての有害成分について分析できるわけではない。公定規格が定められている肥料の登録申請において肥料の見本に有害成分量の含有量を記載することになれば、外部機関への依頼や試験設備の更新を行うなど、今まで以上に費用と時間がかかるようになるが、そのあたりはどのようにお考えか？</p> <p>3. 指定配合肥料や指定化成肥料等の届出で生産可能な指定混合肥料であっても、原料規格への適合性が確認できる資料を提出しない限り、受理されないのか？</p>	<p>1 原料規格への適合性が確認できる事項とは、使用する原料が、原料規格に掲げる原料の種類及び原料の条件に適合するかを確認できる事項です。例えば、原料の発生源や発生工程等を提出していただくことを想定しております。</p> <p>2 肥料の登録（仮登録）申請に当たっては、公定規格に定める「含有を許される植物にとっての有害成分の最大量」を超えていない旨を申請書に記載して提出していただく必要がありますが、今回の改正は、当該記載の根拠となる事項を提出していただくものです。</p> <p>なお、肥料の生産工程から分析を行わずとも、公定規格に定める「含有を許される有害成分」が混入するおそれがないことが明らかな場合には、そのように判断する根拠を示していただくことにより、必ずしも分析結果を提出していただく必要はないことといたします。</p> <p>3 指定混合肥料に使用可能な原料は、登録を受けた普通肥料又は届出がされた特殊肥料のみであり、原料規格に掲げる原料をそのまま使用することはできません。したがって、指定混合肥料の届出に当たって、原料規格への適合性を確認できる資料を提出する必要はありません。</p>
4	<p>硫黄及びその化合物以外の肥料でも硫黄分全量の保証を可能とするという内容ですが、肥料等試験法（2020）を参照すると硫黄の分析法はいずれも硫黄及びその化合物に適用となっており、他の肥料規格の場合が規定されていません。</p> <p>複合肥料などで硫黄を分析確認したい場合は公定法としてどの方法を用いればいいのでしょうか。</p>	<p>硫黄及びその化合物以外の肥料については、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法のうち、「硫酸イオン」の分析法により定量した硫黄含有量を表示又は保証していただくこととなります。</p> <p>なお、硫黄及びその化合物とそれ以外の肥料については、定量する硫黄の性質が異なることから、その違いが明確に分かるよう、省令案及び告示案を修正し、それ以外の肥料の場合は「可溶性硫黄（省令においては「有効硫黄」）」とする（硫黄及びその化合物は従来どおり「硫黄分全量」）ことといたします。</p>

5	<p>登録の有効期限は引き続き3年と6年に分かれており、登録期間中に予測し得ない問題を生じるおそれが低いかがその判断基準と書かれています。更新頻度によりどのように問題が抑制されるのでしょうか。3年の肥料は6年の肥料の倍の頻度で立入り検査が行われるなどであれば納得できますが、更新自体は見本を再提出するわけではないため、3年でも6年でも事務作業の頻度の差でしかない気がします。6年に統一でもいいのではないのでしょうか。</p>	<p>肥料の更新に際しては、当該肥料が公定規格の要件を満たしていることの確認が必要となります。</p> <p>このような中、一部の公定規格については、規格新設時には予測し得なかった新たな知見等により、規格に定める製法で生産しても肥料中の主成分や有害成分、保証値や許容値を逸脱する等の問題が生じる可能性を否定できません。このような場合において、規格を改正することになった場合であっても、改正前の規格に基づき登録を受けた肥料に短期間で改正後の規格を適合させる観点から、一部の肥料の更新期間を3年としております。</p>
6	<p>原料規格第一の菌体由来物質には「ホ 培養によって得られる菌体を乾燥したもの」が存在します。</p> <p>一方で、原料規格第二の菌体含有物の（）書きには「発酵副産物又は培養によって得られる菌体を含有するもの」とありますが、原料の条件では、イ？ホのいずれも副産物であることが前提となっており、純粋培養によって得た菌体含有液については原料規格に合致しないことと読めます。</p> <p>副産ではなく純粋培養によって得られる菌体含有液は原料規格二に合致しないが、それを乾燥して得た物質は原料規格一に該当する、という解釈で正しいのでしょうか。</p> <p>液状であっても原料として使用可能であれば、原料規格第二の記述に修正が必要ではないのでしょうか。</p>	<p>培養によって得られる培養菌体について、乾燥を行わないものについては原料として利用できないこととしています。</p> <p>なお、例えば食料品の製造業など特定の業種における発酵副産物由来のものであれば原料規格第一に掲げる原料として利用可能としております。</p>
7	<p>この度新設されます「副産肥料」について、新たに保証が可能となる「水溶性けい酸」の分析方法は、FAMIC ホームページ記載の下記の方法となるかご教示頂けると幸いです。これまで、企業、団体が加藤法やリン酸バッファー法など様々な方法で評価してきた水溶性けい酸（溶けやすいけい酸）について、規格統一された分析方法が既に決定している様でしたら予め情報を頂けると幸いです。</p> <p>c 水溶性ケイ素（ケイ酸）</p> <p>分析試料2. 5 ? 5 gを500mlのメスフラスコに正確にとり、水約4</p>	<p>この度の法令改正により新たに創設される「副産肥料」への保証が可能となる「水溶性けい酸」の分析法については、現在、肥料等試験法において、適用可能な試験法がありません。</p> <p>当該肥料の登録の際には、各事業者様において分析法の妥当性を確認していただき、成分の分析結果とともに提出していただくことで、分析法の適正性について、分析結果と合わせて判断することといたします。</p> <p>併せて、当該改正に当たり想定される新しい肥料と成分の組み合わせについて、肥料等試験法の開発を進めてまいります。</p> <p>(参考：FAMIC ホームページ、肥料等試験法 (2020))</p>

	<p>00mlを加え1分間30?40回回転の振り混ぜ機で30分間振り混ぜたのち、標線まで水を加えて直ちに乾燥ろ紙でろ過する。</p>	<p>http://www.famic.go.jp/ffis/fert/bunseki/sub9_shiken2020.html</p>
<p>8</p>	<p>1. 意見の要旨</p> <p>肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要にある「帳簿の記載方法及び記載事項について（第25条の2関係）」の箇所について意見を提出する。</p> <p>今般、意見公募の説明資料によれば特殊肥料の原料帳簿備え対象外として「自家発生の家畜ふんを使用して自家生産された堆肥と動物の排せつ物を除く。」と限定的に規定している。しかし、特殊肥料である畜産堆肥をはじめとする発酵系肥料の生産における肥料原料帳簿備えの対象外の定義に、堆肥センターや畜産事業者の肥料生産部門（形式上の別会社）を含めるか否かを一律的に規定すべきものではなく、集団営農の意義や経営実態などをから総合的に判定すべきものとする。したがって、特殊肥料における原料帳簿備え対象外の範囲を当初から限定的に運用することないようお願いしたい。</p> <p>また、これら畜産堆肥をはじめとする発酵系肥料の生産現場では、化学的肥料とは異なる独特な製造方法が存在していること、家畜排せつ物関連法規制や産業廃棄物関連法規制によって原料帳簿記載の代替的役割を果たす仕組みが既に存在していることを前提に、実際の原料帳簿管理における取締や指導においては本業が肥料生産業ではない肥料生産現場の個別事情を考慮し、柔軟に対応していただきたい。</p> <p>2. 原料の帳簿記載対象について</p> <p>意見公募の説明資料16項目に、帳簿記載事項として特殊肥料の原料管理として、「自家発生の家畜ふんを使用して自家生産された堆肥と動物の排せつ物を除く。」とあり、貴省が令和2年11月発表した法改正広報用資料「原料帳簿について」の4項目には「ただし、自家発生のみ動物の排せつ物と水分調整を目的とした植物質原料のみを使用した肥料は帳簿備えの対象外」と記載がある。また、令和2年10月20日開催の全国土壌改良資材協議会による改正肥</p>	<p>堆肥において、原料帳簿の対象外としているのは、使用している原料の種類やその構成が肥料の生産現場において確認できる、自社発生の動物の排せつ物と水分調整を目的とした植物質原料のみを使用した肥料事業者のみを原料帳簿の対象外としました。</p> <p>一方、堆肥センターにあっては、複数の畜産農家から家畜糞、その他原料が混在使用され、肥料生産を行うことが一般的と考えており、肥料を構成する原料の種類やその構成割合の記録がなければ、原料使用の把握が困難であります。このため、堆肥センターにおいては、堆肥に使用する原料に不適切な原料を使用していないか、不適切な表示をしていないかを確認できるよう、原料帳簿の対象としました。</p> <p>なお、堆肥センターにおいて、家畜ふん等の受け入れの際には、マニフェストや受け入れ記録等を整備しているとのことであり、帳簿の記載タイミングや記載内容は、受け入れ時の記録等から生産時の肥料の使用原料やその量（計量器がなくとも、例えばトラック積載重量と台数を掛け合わせて重量を間接的に把握することも可能と考える）が把握できる場合においては、それらの記録をもって原料帳簿とみなすこととします。このように原料帳簿の様式は特に定めず、必要な項目と情報が体系的に揃っていることが重要であると考えております。</p> <p>いずれにしても、製品の原料表示や不適切な原料を使用していないかを肥料事業者や立入検査の際に確認できるようにするため、原料帳簿の備え付けを義務付けるものです。</p>

料取締法説明会において、貴省による「自社発生のみ動物の排せつ物と水分調整を目的とした植物質原料のみを使用した肥料は帳簿備えの対象外」の具体的説明では、いわゆる「堆肥センター」は原料の帳簿備えの対象であるとされた。

ここで、全国堆肥センター協議会の平成13年調査と古いデータではあるが、堆肥センターの約45%は小規模の営農集団による経営であり、台貫（車両ごと重量を計測する固定設備で導入費用は数百万の投資が必要）を備えておらず、畜産農家が堆肥原料として堆肥センターに家畜糞を持ち込む際に、その重量を計量することなく、そのまま現場で堆積されることが多い。

したがって、市町村や公社、大規模農業団体が運営する堆肥センターなどは経営的に余裕があり台貫を設備しうるが、経営的に余裕のない小規模営農集団が運営する堆肥センターまたは畜産業者の堆肥生産部門（形式上の別会社）は台貫設備の設置は経営上困難である。それゆえ、小規模営農集団が運営する堆肥センターまたは畜産業者の堆肥生産部門（形式上の別会社）に対して、個別の原料管理（原料使用量の把握）を要請することは現実的に困難と言える。

また、他の見方をすれば小規模営農集団による堆肥センターは、たまたま小規模畜産農家が集まった営農集団に過ぎず、結果として畜舎や家畜糞の集積場が分散配置されている大手畜産農家における堆肥製造現場と実態はなんら変わらない。また、畜産業者の堆肥生産部門（形式上の別会社）は、実態として畜産業と堆肥製造業が一体となって経営されている。したがって、経営実態はもとより肥料の原料管理という法の趣旨から考慮しても、それらを「自家産出の家畜糞による堆肥の自家生産である。」とみなしても何ら問題ないと思われる。

以上のように、当初から原料帳簿備えの対象外を肥料管理上の観点だけで個別具体的に設定するのではなく、肥料生産業者が営む本業（畜産業）の個別実態に合わせて柔軟に対応いただきたい。

3. 帳簿記載のタイミングについて

品質表示基準となる特殊肥料の生産量において、動植物質原料を堆積および発酵させて製造する堆肥が特殊肥料全体の大半を占める。堆肥は化学的肥料とは異なり「原料の逐次投入を行い日々連続的に生産する」という製造方法が一般的であるため、「肥料の生産」はもとより「原料の使用（投入）」のタイミングを一律的に定義化して認識するのは困難である。

	<p>したがって、今回の改正で帳簿記載のタイミングを肥料の生産したときについては「毎日」から「その都度」に統一したことにより、肥料それぞれの生産実態に合わせて帳簿記載が出来ることになれば、原料を逐次投入して連続的に製造する堆肥などの発酵系肥料（バーク堆肥等）の生産における原料使用量の帳簿記載タイミングは、原料が製造現場の場内に搬入されたタイミングをもって記載する方法が、堆肥製造における品質確保（堆肥製造現場における原料トレーズのし易さ）という法の趣旨を考慮すれば合理的であると考え。</p> <p>また、一般的な堆肥製造現場での原料帳簿は台貫の計量記録や納品書をもって日付、入手先、搬入量（使用量）を記帳することになり、産業廃棄物の中間処理施設（堆肥化）の堆肥製造現場では、産業廃棄物として搬入された原料のマニフェストまたはその電磁的記録が原料帳簿の代替とするのが現実的である。</p>	
9	<p>新たに6年の有効期間が設定される肥料の指定もあるようですが、今までは何年（あるいは新規）だったのでしょうか。</p>	<p>登録の有効期間は基本的には3年とし、一部の肥料についてのみ6年としています。今回の改正により、これまで登録の有効期間が3年であった肥料の一部を、有効期間6年の肥料に追加しております。</p>
10	<p>肥料の品質の一層の向上を図ることに異論はありませんが、登録の際の「有害成分の含有量を記載」について意見いたします。</p> <p>化成肥料は様々な原料を利用して製造できるため、有害成分が11種類規定されています。しかし、原料の多くは登録のある原料を使用しているため、原料の分析値や購入先から提示される安全データシート等から安全性が判断できる場合（根拠を提示できる場合）には含有量の記載はしなくてもよいまたは、計算値からの有害成分量を記載できるなどとしていただくことは可能でしょうか？</p> <p>また、有害成分のチタンはスラグや軽焼マグネシアを使用した場合は必須の項目になりますが、「肥料等分析法（2020）」ではICP法のみとなっているため、分析値を表示する場合には、該当メーカーはICPを導入するか、外部に分析を依頼しなければならずコスト増加につながります。また、以前の公定法にあった原子吸光法ではフッ化水素酸を使用し根拠を確保しなければならず、保管・管理上の問題、分析者の安全確保に関しても対策をしなければならず大きなコスト負</p>	<p>今回の改正は、製品の品質に関して責務を負う肥料生産事業者自身に、登録申請する肥料が公定規格に適合していることの根拠を示していただくことを趣旨としております。</p> <p>有害成分の含有量については、製品中の有害成分の含有量の分析値に限らず、原材料中の有害成分の含有量や配合割合、生産工程等から算出した値を記載していただくことも可能です。ただし、原材料や配合割合、生産工程等だけでは規格への適合性を明確に判断できない場合などには、必要に応じて、製品中の分析値を求める場合もあります。</p> <p>なお、分析法を肥料分析法から肥料等試験法に移行させたことに伴い、操作方法等が労働安全上問題のある試験法や妥当性が確認できない試験法は取り込んでおりません。</p> <p>ただし、本試験法に代わる試験方法であって、その精度等がFAMICが肥料等試験法において定める基準に適合する場合には、</p>

	担に繋がるため、含有量の記載についてはご再考いただきたいです。	その試験法による分析結果を提出することも可能といたします。
11	<p>天然木由来の木質バイオマスの燃焼灰に対する公定規格をぜひ、早期に設定して欲しいです。</p> <p>副産物の資源循環及び国内資源の有効利用に大きく貢献する施策と考えます。</p> <p>以下のサイトを拝見し、発電プラントからの木質系燃焼灰が利用拡大されると記載されているので、今回の公定規格の改正で、副産肥料として追加されると考えていました。</p> <p>https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/attach/pdf/index-39.pdf</p> <p>農林水産省様のお問合せ窓口に質問したところ、木質バイオマスの燃焼灰については、「別途公定規格を新設することを検討している。」とのお返事でした。農林水産省様の深いお考えがあるのだとは思いますが、個人的には新しい公定規格を設定よりも、副産肥料に追加する方が抵抗感なく感じます。(過去の経緯は知りませんが、木質バイオマス燃焼灰に近いと思われるヤシ殻の燃焼灰は副産肥料に含まれていますので。)</p>	<p>天然木を発電プラントで燃焼させて生じた灰には重金属が高濃度で含有される場合があることがわかっており、肥料利用に当たっての規制のあり方について現時点ではまだ検討しているところです。</p> <p>検討結果が定まり、肥料利用が可能であることと考えられる場合には、新たに公定規格を設定する予定です。</p>
12	<p>熔成汚泥灰複合肥料について、現行法では有害成分の最大許容量にチタン規制はないが、今回の改正案は、熔成汚泥灰複合肥料が熔成複合肥料に統合されることに伴い、新たにチタン規制が加わる内容となっている。チタン規制が改正案どおりに施行された場合、現行法の下では肥料利用可能な品質の肥料が利用できなくなる可能性がある。</p> <p>そこで、以下①～④のいずれかが適切である旨を意見する。</p> <p>① チタン規制項目を削除する。</p> <p>② 但し書きとして、以下を追記する。</p> <p>「但し、下水道の週末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し熔融したものについてはチタン規制を除く」</p> <p>③ 但し書きとして、以下を追記する。</p> <p>「但し、チタンについては、硫酸塩等の塩形態の含有量に限る。」</p> <p>④ チタン規制値（最大許容量）を以下に改める</p> <p>「酸化チタンの最大許容量 25%」</p>	<p>「熔成汚泥灰複合肥料」については、今回の規格統合に伴い、類似の規格である「熔成複合肥料」に統合することとしています。</p> <p>公定規格において有害成分の最大量に関する規格を課しているものは、設定される有害成分がその最大量を超えうると想定されることから設定しているものです。改正前の段階でチタンに係る有害成分の最大量に関する規格を設定していない「熔成汚泥灰複合肥料」については、その原料や生産工程などから、チタンの含有量が、その肥料として許容可能な最大値を超えることが想定されないことから、公定規格にチタンの最大量に関する規格を設定していないものであり、本改正により熔成汚泥灰複合肥料に新たに使用できなくなるものが生じるとは考えておりません。</p>

	(同旨の意見 1 件)	
13	<p>熔成汚泥灰複合肥料について、現行法では有害成分の最大許容量にチタン規制はないが、今回の改正案は、熔成汚泥灰複合肥料が熔成複合肥料に統合されることに伴い、新たにチタン規制が加わる内容となっている。チタン規制が改正案どおりに施行された場合、現行法の下では肥料利用可能な品質の肥料が利用できなくなる可能性がある。</p> <p>そこで、以下が適切である旨を意見する。</p> <p>但し書きとして、以下を追記する。</p> <p>「但し、下水道の週末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し熔融したものについてはチタン規制を除く」</p>	同上
14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単一化合物の規格について、その成分量（保証値）から、不純物濃度が高くならないようにしている、という話があったが、例えば、硫安について、Nは20.5%に対し、新しく追加されるSは1%と、Nだけで純度を担保しているが、NとSの乖離に違和感がある。Sを1%と最低保証とする何らかの理由があるのか。純度を成分濃度で担保するのであれば、N20.5%=硫安としては80%弱の濃度であり、Sを同等の濃度としない、あるいは、できない理由があるのか。 ・ 被覆りん酸肥料では、りん酸質肥料を被覆しているもの、と規定されている。また、りん酸質肥料でも、N、Kを保証しているものが認められているが、被覆りん酸肥料は、N、Kの保証が認められていない。N、Kを保証するりん酸質肥料は、被覆肥料の原料として認められないことを意味するのか。或いは、原料にはできるが、保証はできないという意味か。 	<p>公定規格のうち、硫酸アンモニアなどの単一化合物規格は、硫黄を含有しているにもかかわらず、これまで硫黄を保証することができませんでした。一方で、生産現場で施肥の指標としてのニーズが高まっていることから、今般可溶性硫黄を保証できるように見直したところです。</p> <p>単一化合物規格でこれまで保証可能としていた主成分についてはその成分規格を維持することで不純物の混入を防ぎ、硫黄分については肥効を示す最低濃度（1%）に一律に設定しています。</p> <p>次に、今般の改正から、りん酸質肥料のうち、混合りん酸肥料については窒素や加里が保証可能とし、加里質肥料のうち混合加里肥料については窒素やりん酸を保証することを可能とする予定です。</p> <p>混合りん酸肥料や混合加里肥料を原料として被覆りん酸肥料や被覆加里肥料を製造することは制度上可能ですが、製造実態としてそうした事例がほとんどないことや、窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上を保証する被覆肥料は被覆複合肥料として生産・輸入を行えることから、被覆りん酸肥料について窒素や加里について保証することや、被覆加里肥料について窒素やりん酸を保証することは可能とはしない予定です。</p>

	<p>・被覆加里肥料では、N、Pの保証が認められていないが、含有を許される有害成分の最大量では、N、Pを保証する場合/しない場合の設定がある。</p> <p>これは、何を意味しているのか。</p> <p>また、被覆りん酸肥料同様、N、Pを保証する加里肥料は、原料とできないのか、或いは、原料とはできるが、N、Pを保証できないのか。</p> <p>・新設される「硫酸カルシウム」について、リン酸を生成する際に副産されるものに限定するのは、なぜか。</p> <p>また、現在、流通している農業資材としての硫酸カルシウムで、りん酸生成時に副産されるもの以外は、今までどおり、肥料とはならず、農業資材のままとなるのか。</p> <p>以上</p>	<p>最後に、硫酸カルシウムをりん酸を生成する際に副産されるものに限定するのは、高い純度が確保され、有害物質等の異物の混入がほとんどないことが知られている工程であるためです。りん酸生成時に副産されるものでない場合、新設の「副産肥料」などの公定規格に該当する可能性があります。</p>
15	<p>硫黄及びその化合物を植害試験の対象とする理由を教えてください。</p>	<p>硫黄及びその化合物は、精練工程や原油精油工程で生じる副産物や農薬製造工程で生ずる副産物など、多様な副産物を原料としており、混入するおそれがある有害物質を予め特定することが極めて困難です。</p> <p>したがって、公定規格に適合していても植物に害があるおそれがあることから、当該肥料の登録申請に当たっては、植物に対する害に関する栽培試験の成績の記載を義務付けているものです。</p>